

— 農地を相続した方へ —

農地を相続したときは

届出が必要です！

(農地法第3条の3)

対象者

相続等※によって農地の権利を取得した方

※遺産分割、包括遺贈など

届出先

那須烏山市農業委員会（農政課内）

〒321-0595 栃木県那須烏山市大金240 【郵送可】

相続発生日からおおむね**10か月以内**に届出が必要です。

※届出を行わなかった場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

本届出は、法務局への相続登記とは別に必要な手続です。

また、相続したものの管理ができない場合は、「農地の仲介依頼情報」に掲載して借り手等を探すお手伝いをしますので、下記までお問い合わせください。

那須烏山市農業委員会

電話：0287-88-7117

FAX：0287-88-0572



届出の様式は、農業委員会（農政課内）窓口 及び
市ホームページで取得できます。



ホーム>まちづくり・観光・産業>農業・林業>農業委員会>農地を相続したとき

<https://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/page/page005830.html>

記載例

様式例第3号の1

農地法第3条の3の規定による届出書

令和●●年▲▲月××日

那須烏山市農業委員会会長 様

住所 〒□□□-□□□□
那須烏山市中央1丁目1番1号
氏名 烏山 一郎
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

下記農地（探草放牧地）について、**相続** により **所有権** を取得したので、農地法第3条の3の規定により届け出ます。

遺産分割、包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む。
その他、法人の合併・分割、時効等。

記

1 権利を取得した者の氏名等（国籍等は、所有権を取得した場合のみ記載してください。）

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別居住者
カラスヤマ イチロウ 烏山 一郎	那須烏山市中央1丁目1番1号	日本	

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m ²)	備考
	登記簿	現況		
那須烏山市●●●×××番	田	田	2,000	

3 権利を取得した日

令和●●年▲▲月××日

相続の場合は、被相続人の死亡年月日を記載

4 権利を取得した事由

〇〇〇（続柄）より相続

5 取得した権利の種類及び内容

所有権、自ら耕作している（利用権を設定している・不耕作の状態である等）

6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

なし（あり）